

委員 現在の指定管理者である三洋汽船が指定管理申請時の提案内容の履行ができていないとして、履行を複数回求めたとしているが、履行に対する指導はどのように行っていたのか。毎年決算や事業実績の報告がある中で、3年間も履行できていないことに行政指導等行なわなかったのか。場合によっては、指定管理をとめることもあり得たのではないか。

市 毎年報告書をチェックする際に口頭での指導は行っていた。平成31年4月に三洋汽船に対し企画提案事項に対する自己評価を依頼し、改善等を要求したが、文書等での指導はしていない。

委員 3年間履行していないのにそのまま指定管理させていたのは、指導すべき市に問題があるのではないか。

本会議では、総務文教委員会委員長から「否決すべき」との委員会の審査内容を報告し、質疑、討論が行われた後に、採決が行われ、「否決」に決定されました。

この結果により、交流センターの管理運営は、新たに指定管理者が決まるまでの間は、笠岡市が直接行うこととなります。

三洋汽船（株）が行う切符販売や船舶の運行は、4月以降も通常どおり行われるため、島しょ部へのアクセスについて、支障はありません。



賛成・不賛成の分かれた議案は
起立採決で賛否を問います。

賛成○ 不賛成●

議案名	議員名	徳清会				新政みらい				笠栄会			讃志会		立真会		日本共産党		改革21		公明党		賛成・不賛成	
		栗尾順三	森岡聰子	馬越裕正	仁科文秀	天野喜一郎	大月隆司	田口忠義	大本益之	山本俊明	奥野泰久	妹尾博之	三谷渡	東川三郎	大山盛久	坂本公明	原田てつよ	樋之津倫子	井木守	藤井義明	藏本隆文	齋藤一信		大本邦光
笠岡諸島交流センターの指定管理者の指定について	議長	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	3 : 1 5
会計年度任用職員制度の施行に伴う国の地方自治体への十分な財政措置を求める請願書	議長	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	●	●	●	●	●	2 : 1 8
看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願	議長	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	●	●	●	●	●	2 : 1 8

※議長は地方自治法第116条第2項の規定により、採決に加わるできません。